（海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、漁業構造改革推進官、漁船国際専門官及び漁船検査官）

第五百四十条　研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官五人、水産研究専門官一人、漁業構造改革推進官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2～5　（略）

6　漁業構造改革推進官は、漁船に係る漁業の構造改革の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7・8　（略）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官）

第五百四十四条　整備課に、漁港漁場専門官八人、上席漁港漁場専門官一人、漁港漁場防災・減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官一人を置く。

2～5　（略）

（水産施設災害対策室並びに防災計画官、防災技術専門官、災害査定官、総括災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災計画官一人、防災技術専門官一人、災害査定官四人、総括災害査定官一人及び施設管理指導官一人を置く。

2～6　（略）

7　総括災害査定官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

8　（略）

（次長）

第五百四十九条　新潟漁業調整事務所及び境港漁業調整事務所にそれぞれ次長一人を、九州漁業調整事務所に次長二人を置く。

2　（略）

（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官）

第五百八十二条　漁業監督課に、漁業監督指導官三十六人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

2・3　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　第五十条第一項の企画官のうち一人は、令和二年三月三十一日まで置かれるものとする。

7　第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十二条第一項の生産専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、第百三条のオリンピック・パラリンピック担当専門官、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第四項の放射性物質

（海洋技術室並びに研究管理官、水産研究専門官、情報技術企画官、漁船国際専門官及び漁船検査官）

第五百四十条　研究指導課に、海洋技術室並びに研究管理官五人、水産研究専門官一人、情報技術企画官一人、漁船国際専門官一人及び漁船検査官二人を置く。

2～5　（略）

6　情報技術企画官は、水産に関する電子情報技術に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

7・8　（略）

（漁港漁場専門官、上席漁港漁場専門官、漁港漁場防災・減災技術専門官及び海外水産土木専門官）

第五百四十四条　整備課に、漁港漁場専門官九人、上席漁港漁場専門官一人、漁港漁場防災・減災技術専門官一人及び海外水産土木専門官一人を置く。

2～5　（略）

（水産施設災害対策室並びに防災計画官、防災技術専門官、災害査定官及び施設管理指導官）

第五百四十五条　防災漁村課に、水産施設災害対策室並びに防災計画官一人、防災技術専門官一人、災害査定官五人及び施設管理指導官一人を置く。

2～6　（略）

（新設）

7　（略）

（次長）

第五百四十九条　境港漁業調整事務所に次長一人を、九州漁業調整事務所に次長二人を置く。

2　（略）

（漁業監督指導官及び上席漁業監督指導官）

第五百八十二条　漁業監督課に、漁業監督指導官三十七人及び上席漁業監督指導官一人を置く。

2・3　（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　第五十条第一項の企画官のうち一人は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

7　第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十二条第一項の生産専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、第百三条のオリンピック・パラリンピック担当専門官、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第四項の放射性物質